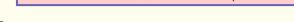
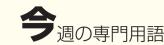
週刊T&Amaster 商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_2531.html 0120-6021-86 見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html

立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta







□政府・与党社会保障改革検討本部

社会保障改革の全体像について、政府・与党が一体となり、必要とされるサービスの水準・内容を含めて、国民にわかりやすい選択肢を提示するとともに、その財源の確保について一体的に議論するために設置された。菅直人首相のもと、仙石内閣官房長官が主宰し、事務局長は峰崎直樹内閣官房参与が務める。政府側から片山総務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣等、与党側から岡田幹事長、玄葉政調会長、税と社会保障の抜本改革調査会の藤井会長等が参加。

🛄 非居住者債券所得非課税制度

外国投資家が受ける振替公社債利子を非課税とする制度を非居住者債券所得非課税制度(J-BIEM)といい、平成22年度税制改正においては3年間の時限措置として非居住者等が受ける25年3月31日までに発行された振替社債等の利子および償還差益の非課税化、従前の振替公社債利子等の非課税手続の簡素化等が図られている。23年税制度改正における非課税対象者(海外年金基金、外国LPS)の明確化、25年度税制改正における振替社債の時限措置の恒久化が課題。

■ 大口株主等

大口株主等とは、発行済株式の総数等の5%以上に相当する数または金額の株式等を有する個人のこと。大口株主等が支払いを受ける配当所得については、事業参加性があることを踏まえ、総合課税により課税される。平成23年度税制改正では、大口株主等の要件について、会社法上、株主総会招集請求権、役員解任の訴えの提起などができる「3%以上」に要件が見直される。財務省によれば、3%以上保有の大口株主等は2.835人。平均受取配当金額は2.570万円となっている。

18 ~-ÿ

◆平成23年度税制改正の議論が大詰めとなっている。残された課題は証券税制の優遇措置の存廃や配偶者控除の所得制限などだが、最大の焦点は法人税率引下げに伴う財源措置だ。◆今号校了時点では着地点が見えないが、減価償却制度や繰越欠損金の取扱いの見直しなど、実務

上、大きな影響を与える項目もある。◆税制改正大綱の取りまとめは12月14日(火)の予定。本誌では、インターネット上のe-hoki「速報NewsWave」(登録は本誌377号37頁参照)において、大綱関係のニュースをいち早くお伝えします。是非、ご覧ください。(MIN)

週刊T&Amaster 第382号

2010年12月13日発行 (毎週月曜発行)

【編 集 人】南舘茂雄

【発 行 人】村田幸雄

【発 行 所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販 売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告(052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp